

屋島活性化基本構想（仮称）の策定について

1 背景

本市東部に位置する屋島は、瀬戸内海国立公園ならびに史跡・天然記念物に指定されており、溶岩台地（メサ地形）の特異な地形と山上からの多島海景観の眺望のほか、四国八十八か所や源平合戦などに関わる人文景観も豊富な地区であり、昭和47年には、過去最高の年間246万人もの観光客が訪れました。

しかしながら、昭和63年の瀬戸大橋の開通以後、明石海峡大橋、しまなみ海道の開通などによる高速道路網の整備などにより、交通アクセスの変化や観光、野外レクリエーションの多様化などにより、屋島地区の利用者は減少傾向が続き、平成16年には、山上へのアクセス手段として重要な役割を果たしてきた屋島ケーブルが休止されました。（平成18年度から屋島山上シャトルバスの運行が開始され、現在は、公共交通機関による山上へのアクセスは確保されています。）

一方、屋島山上地区内の宿泊施設を中心とした各種施設は、老朽化が進んでいましたが、現在では、多くの廃屋が撤去されるとともに、平成14年には「屋嶋城跡」が発見されるなど、屋島そのものの状況に変化が見られることから、屋島にある文化財の整備・保存やそれらを核とした史跡天然記念物「屋島」全体の利活用が求められています。

2 目的

屋島の保存と効果的な活用は、文化財保護や観光振興の観点から、本市にとって喫緊の課題と考えています。

そこで、前述の背景を踏まえ、屋島の自然環境や利用状況、施設状況等の基礎情報を収集整理するとともに、これまでに本市を始め、国、県などが実施した当該地区に関係した事業を調査した上で、保存整備や活性化について、民間活力の導入も含めた幅広い検討を行い、屋島全体の総合的、かつ長期的なビジョンとして屋島活性化基本構想（仮称）を策定します。

基本構想の策定に当たっては、自然、歴史、文化等複合的な価値を持つ史跡天然記念物「屋島」を保存・活用し、屋島全体の活性化を図るため、各分野の専門家等で構成する屋島会議を設置するとともに、関係各課で構成する庁内連絡組織を設置し、同会議と連携しながら進めていくこととしています。